

同族会社の役員退職金②

前回は、同族会社の役員の死亡退職金の使い方について説明しました。今回は、生前退職金のメリットについてお話しします。

退職所得の計算

生前に退職金を支払う場合、受給した退職金はその方の退職所得となります。この退職所得は通常の所得と比べ、格段に税負担が少なくて済みます。その仕組みを以下でご説明します。

$$\text{退職所得の金額} = \text{収入金額（源泉徴収される前の金額）} - \text{退職所得控除額} * \times 1/2$$

勤続年数(=A)	*退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

その計算方法ですが、まずは勤続年数による控除額を控除します。20年以下の場合は1年当たり40万円ですが、最低でも80万円は控除できる仕組みです。また、20年を超える部分については1年当たり70万円。従って、30年勤続の場合には、800万円+70万円×(30-20)=1,500万円も控除できることとなります。

更に実際に課税される金額は、役員の在籍年数が5年超ならこの控除額控除後の金額の1/2となります。30年勤続2,000万円の退職金なら、控除後は500万円でこの1/2の250万円にしか課税されません。しかも分離課税のため、他の所得と合算されず、課税退職所得の金額に税率を乗じればいいのです。

退職金の使いみち

多額の退職金を手にすると、それがまた現預金の形で相続税財産を膨らますことになるかも知れません。しかし生前の退職で低い税負担で現金化し、自宅の建て替え等に使うなどして、それを基に相続税法上非常に有利な評価となる建物にすれば、例えば3,000万円の現金が1,000~1,200万円程度の相続税評価額（固定資産税評価額）に変わることも可能です。

さらに同族会社でオーナーの持株比率が高くかつ株式評価額も高い場合には、後継者への承継対策にも有効です。退職金の支払いは会社に多額の経費を生じさせることです。そのため株価を一気に引き下げ、その時点での後継者への株式贈与に活用できるのです。また、保険金の満期時などに大きな利益が生じる場合には、この退職金支給の時期と合わせたりすることも可能です。

生前退職の注意点

但し、生前の退職金支給に当たっては、退職に伴う実態が必要です。退職したことにして実際には経営に関与していれば、退職金の支給は経費とは認められません。退職後、単にそれまでの役員報酬を若干引き下げただけだったり、相変わらず大株主として経営を差配できる立場にあったり、非常勤となったりするだけでは、真実の退職とは認められません。役員としての地位又は職務の内容が変わる実態が伴わなければならないのです。取締役を退任して、形式的にだけ監査役になったりするのも同様です。また、分掌変更等に伴い役員報酬の減額の場合も、概ね従来の報酬の50%以下となる必要があります。